



国の **業務改善助成金** を活用して
生産性向上・賃金引き上げに取り組む事業者に

上乗せ補助金 を支給します！

福島県では、中小企業等を支援するため、

国の業務改善助成金の上乗せ補助や同助成金の申請手続等に要した社会保険労務士等への報酬費用補助を実施します。

業務改善応援事業の概要

① 国の業務改善助成金の上乗せ補助

国の業務改善助成金(福島労働局)

※令和8年10月15日受付締め切り

賃上げ

事業場内
最低賃金を
50円以上引上げ

+

生産性向上に資する
設備投資等

設備投資の費用の一部を助成

業務改善応援補助金 (福島県)

国の支給決定額の
最大 1/4※を補助

上乗せ
1/4

国の
助成額

※引き上げ前事業場内最低賃金

1,050円未満(国補助率 4/5)の場合 → 国助成額 × **3/16**

引き上げ前事業場内最低賃金

1,050円以上(国補助率 3/4)の場合 → 国助成額 × **1/4**

② 社会保険労務士等への報酬費用補助

国助成金の申請等のために社会保険労務士等に支払った **報酬費用の3/4を補助(上限10万円)** ※①のみ、②のみの申請も可

補助要件

☑ 令和8年9月以降に、福島労働局へ業務改善助成金の申請を行い、支給決定通知を受けていること

※②社労士補助のみのものは、申請までで足りる

☑ 「パートナーシップ構築宣言」を行っていること
(県への申請日まで)

申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼請求書(県様式)
- ② 業務改善助成金交付額確定及び支給決定通知書の写し
- ③ 国の助成金の事業実績報告書に添付した
国庫補助金精算書(及び事業実施結果報告)の写し
- ④ 書類作成に係る社会保険労務士の報酬額が確認できる領収書等の写し
- ⑤ 口座番号が分かる通帳のコピー

※追加書類の提出をお願いすることがあります。



国の助成金の交付申請及び事業実績報告の手続きに時間を要し、**期限までに国の交付額確定及び支給決定通知等を受けられない場合は、本補助金の申請書類を提出することができず、補助対象外となりますので、あらかじめご留意ください。** 国への申請や事業実施について、早めにご対応いただきますようお願いいたします。

申請期限 令和9年2月26日(金) 郵送(消印有効)又は持参

送付
問い合わせ

福島県 商工労働部 雇用労政課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(県庁西庁舎 12階)

メール: gyomu_kaizen@pref.fukushima.lg.jp

T E L : 024-521-7289 受付/8:30~17:15(平日)

詳しくは
こちら



<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/tyuusyokigyoukaizenouen.html>

物価高騰対応重点支援
地方創生臨時交付金事業